

予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：教育費 項：保健体育費 目：学校健康教育費

事業名 換気対策支援事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

教育委員会 体育健康課 学校保健係 電話番号：058-272-1111(内8712)

E-mail：c17769@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 976 千円 (前年度予算額：0 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要求額	976	488	0	0	0	0	0	0	488
決定額									

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

・令和2年度から国の補助事業を活用して感染症対策に努めてきたが、新型コロナウイルス感染症はまだ終息していないことから、今後も感染及びその拡大リスクをできる限り低減させながら、教育活動を着実に継続できるよう感染症対策の徹底が求められる。

(2) 事業内容

・学校教育活動の着実な継続のため、児童生徒・教職員等の感染症対策に必要となる換気対策物品の購入等に係る経費を支援する。

(3) 県負担・補助率の考え方

・国庫 1/2 県費 1/2

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
消耗品・備品等	976	換気対策物品の購入経費等
合計	976	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(文部科学省)に、各学校における感染症対策の内容が明示されている。

(2) 国・他県の状況

国は、学校における新型コロナウイルス感染症対策の整備について補助をしており、他県も本県同様、補助事業を活用して整備を進めている。

(3) 後年度の財政負担

新型コロナウイルス感染症が終息するまでは、継続的な支援を検討する必要がある。

(4) 事業主体及びその妥当性

県立高等学校及び県立特別支援学校で使用する換気対策物品等であることから、設置者である県が負担することが妥当である。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

■ 新規要求事業

□ 継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
学校での新型コロナウイルス感染症の感染及び拡大リスクを低減する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R4年度 実績	R5年度 目標	R6年度 目標	終期目標 (R)	達成率
						%
①						%
②						%

○指標を設定することができない場合の理由

感染予防対策は、生活全体での対策が必要であり、学校の対策のみでは感染を抑制することはできないことから、指標を設定することはできない。

（これまでの取組内容と成果）

令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・取組内容と成果を記載してください。 すべての県立高等学校及び県立特別支援学校に対して、感染症対策等を行いながら教育活動を着実に継続できるよう支援を行った。
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・取組内容と成果を記載してください。 すべての県立高等学校及び県立特別支援学校に対して、感染症対策等を行いながら教育活動を着実に継続できるよう支援を行った。 <p>指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %</p>
令和5年度	<p style="color: red;">令和7年度当初予算にて追加</p> <p>指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %</p>

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・ 事業の必要性 (社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</p>	
(評価)	県立高等学校に通う生徒の健康管理と学校の環境衛生を維持するために必要である。
<p>・ 事業の有効性 (指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない</p>	
(評価)	各学校に適正な人数の学校医等を設置できており、健康相談、保健指導、健康診断等が適正に行われている。
<p>・ 事業の効率性 (事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</p>	
(評価)	学校医等の委嘱は、委嘱期間前に適切に行い、報酬の経費も年度当初に各学校に令達しており、効率的に事業を行っている。

(今後の課題)

<p>・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 令和5年度から、新たな委嘱期間(3年間)となり、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会から推薦していただく。今後も各団体と連携を図り、全県立学校に学校医等を配置する。</p>
--

(次年度の方向性)

<p>・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 学校医等の配置は、学校保健安全法第23条に義務付けられており、児童生徒の健康管理及び学校の環境衛生を維持するために、継続して配置する必要がある。</p>
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課</p>	
<p>組み合わせる理由 や期待する効果 など</p>	【〇〇課】